

答申第66号

(諮問第85号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成24年9月24日付けで行った公文書不存在を理由とした個人情報不開示決定処分を取り消し、「收受書」を新たに開示請求に係る個人情報として特定した上で、改めて開示決定をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成24年9月10日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 私（異議申立人）の情報に関する①平成〇〇年〇月〇〇日付「『教職員評価システムに係る大分県教育委員会が設置する苦情審査会に対する苦情処理の申立て』についての再度の問い合わせ」書、添付資料、②平成〇〇年〇月〇〇日付「平成〇〇年〇月〇日付の『調査の申入れ』についての調査結果・回答についての再度の請求」書、添付資料
- (2) 上記(1)についての回答、及び回答に至るまでの関係書類

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、1の(1)については「『教職員評価システムに係る大分県教育委員会が設置する苦情審査委員会に対する苦情処理の申立て』についての再度の問い合わせ」（平成〇〇年〇月〇〇日付け收受）及び「平成〇〇年〇月〇日付の『調査の申入れ』についての調査結果・回答についての再度の請求について」（平成〇〇年〇月〇〇日付け收受）の公文書について開示決定を行い、1の(2)については次のとおり不開示決定を行い、それぞれ平成24年9月24日付けで異議申立人に通知した。

- (1) 請求に係る個人情報の内容

あなたが大分県教育委員会あて提出した以下の文書に対する回答及び回答に至るまでの関係書類におけるあなたの情報

- ① 「教職員評価システムに係る大分県教育委員会が設置する苦情審査委員会

に対する苦情処理の申立て」についての再度の問い合わせ（平成〇〇年〇月〇〇日付け收受）

② 平成〇〇年〇月〇日付の「調査の申入れ」についての調査結果・回答についての再度の請求について（平成〇〇年〇月〇〇日付け收受）

(2) 開示しない理由

公文書不存在

（上記についての回答及び関係書類を作成していないため）

3 異議申立て

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年10月15日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

条例第15条（開示義務）の規定に則った開示がされていない（あるはずのものについて不存在を理由に不開示決定処分をしている）。

(1) 「『教職員評価システムに係る大分県教育委員会が設置する苦情審査委員会に対する苦情処理の申立て』についての再度の問い合わせ」（平成〇〇年〇月〇〇日付け收受。以下「文書1」という。）は、平成〇〇年〇月〇〇日付けの教育人事課長の回答は、「苦情相談制度に則っていない、開示を受けた教職員として権利を一方的に剥奪するものである。」と判断したので、人事評価制度の実施者である実施機関としての見解を書面で問い合わせたものである。異議申立人が〇〇していようがまいが、人事評価結果の開示を受けた教職員としての問い合わせについて、制度の実施者である実施機関は納得のいく説明をしなければならない責任がある。「5年間保管であるが、納得していなくても再度の問い合わせに答える義務はない、無視しておくという処理」を制度の実施者である実施機関がしているはずがない。当然、関係書類（收受書・起案書等、回答）があるはずである。

(2) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、〇〇市教育委員会（以下「市教委」という。）に送付した「人事評価制度に係る大分県教育委員会が設置する『苦情審査委員会に対する苦情処理の申立て書』の送付について」は同月〇〇日付けで市教委

同年〇月〇〇日付け回答から変わっていないため、本件開示請求文書については作成していない。

したがって、本件開示請求文書は、不存在として不開示決定したものである。

(2) 文書2に対する回答及び回答に至るまでの関係書類における異議申立人の情報

開示請求の対象は、異議申立人からの平成〇〇年〇月〇日付けの調査の申入れの内容に対する実施機関の調査結果の回答を再度請求する文書2に対する回答及び回答に至るまでの関係書類に記録された異議申立人の情報である。

平成〇〇年〇月〇日付けの調査の申入れに対しては、同年〇月に〇〇〇〇〇〇〇〇中学校校長及び同校生徒の保護者、市教委担当者から聴取を行い、〇〇〇〇〇〇〇〇は保護者の総意に基づくものであることなどを確認したが、異議申立人から同様の調査申入れが市教委にも提出されていたことから、同年〇月に今後の調査等については、市教委の調査状況等も踏まえ対応することとしたところである。そして、本件開示請求の時点においても、市教委の調査は行われておらず（市教委が調査及び回答をしない方針であることを確認している）、実施機関として、前記の調査以上に調査・検討する必要を認めなかったことから、本件開示請求文書については作成していない。

したがって、本件開示請求文書は、不存在として不開示決定したものである。

2 異議申立人の主張について

(1) 第3の2(1)について

平成〇〇年〇月〇〇日付けで実施機関の見解を異議申立人に回答したところである。

同日以降、異議申立人から人事評価の結果等に関する個人情報開示請求が複数回あったことから、教職員人事評価制度の実施担当課である教育人事課の担当者から、直接異議申立人に説明しようとするものの、面談を断られ、直接の説明を行えないでいる。

異議申立人との間に見解の相違はあるが、できる限りの説明に努めているところである。

(2) 第3の2(2)について

本件開示請求があった平成24年9月10日時点においても、異議申立人のいう同月24日付けの不開示決定通知の時点においても、実施機関の見解は、同年〇月〇〇日付け回答のとおりである。その後、市教委が、異議申立人からの同年〇月〇〇日付け申立書の送付を受け、同月〇〇日に市教委担当者から県教委教育人事課担当者に問い合わせがあったため、〇〇〇日に平成〇〇年〇月〇〇日付け回答の写しを市教委に情報提供したものである。

(3) 第3の2(3)について

1(2)のとおり、関係資料は作成していない。

(4) 第3の2(4)について

平成〇〇年〇月〇〇日付けで開示請求し、同年〇月〇日付けで開示されたものに「收受書」が含まれていたため、收受書を回答に至るまでの関係書類と理解したようであるが、異議申立人から送付された文書自体に受付印を押印していなかったため、それぞれ收受したことが確認できるよう「收受書」を含めて開示したところである。本件の文書1及び文書2については、異議申立人から送付された当該文書自体に受付印が押印されており、收受書がなくても、実施機関において收受したことが確認できたため、收受書を開示文書に含めなかったものである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類に基づいて審議した結果、次のとおり判断した。

1 文書1に対する回答及び回答に至るまでの関係書類について

本件対象公文書は、異議申立人から実施機関に提出された文書1に対する回答又は回答に至るまでの関係書類である。文書1は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで異議申立人から実施機関に書面で提出された「問い合わせ」に対する同年〇月〇〇日付けの実施機関の回答書について、同月〇〇日付けで「再度の問い合わせ」として異議申立人から実施機関に提出されたものである。

実施機関の説明では、実施機関の見解は既に平成〇〇年〇月〇〇日付けで異議申立人に通知しており、本件開示請求が行われた同年9月10日時点においても実施機関の見解は変わっていないため、本件対象公文書については作成していないというものである。

審査会で確認したところ、平成〇〇年〇月〇〇日付けで提出された文書は同月〇〇日付けで收受処理が行われており、その收受書の要旨欄には、回答については教育人事課で対応する旨の記載があった。一方、文書1については、要旨欄に「供覧します。」とのみ記載された平成〇〇年〇月〇〇日付け收受書があることを確認したが、そのほかに本件対象公文書に該当するような文書の存在をうかがわせる事情は認められず、実施機関の説明が不自然、不合理であるとは言えない。

なお、文書1の收受書については、文書2のそれと合わせて、「3 收受書について」で述べることとする。

2 文書2に対する回答及び回答に至るまでの関係書類について

本件対象公文書は、異議申立人から実施機関に提出された文書2に対する回答

又は回答に至るまでの関係書類である。文書2は、平成〇〇年〇月〇日付けで異議申立人から実施機関に書面で提出された「調査の申入れ」に対して実施機関から回答がないため、同月〇〇日付けで「回答の申入れ」を行ったのに続き、同年〇月〇〇日付けで「再度の請求」として異議申立人から実施機関に提出されたものである。

実施機関の説明では、平成〇〇年〇月に関係者から聴取を行い、市教委の調査状況等も踏まえ対応することとしたところであり、それ以降は本件開示請求の時点においても、市教委の調査は行われておらず、実施機関として、前記の関係者からの聴取以上に調査・検討する必要を認めなかったことから、本件開示請求文書については作成していないというものである。

異議申立人は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで「調査の申入れ」及び「回答の申入れ」についての回答又は回答に至るまでの関係書類について個人情報開示請求を行い、同年〇月〇〇日付けで異議申立てを行っているが、その審議において、関係者に対する事情聴取結果を記載した文書以外に開示請求の対象となる文書を保有していないことを確認している（答申第65号）。

前回の審議から状況の変化をうかがわせるような事情もなく、文書2については、要旨欄に「供覧します。」とのみ記載された平成〇〇年〇月〇〇日付け收受書があることを確認したが、そのほかに本件対象公文書に該当するような文書の存在をうかがわせる事情は認められず、実施機関の説明が不自然、不合理であるとは言えない。

3 收受書について

異議申立人は、平成〇〇年〇月〇日付「調査の申入れ」以降、同年〇月〇〇日付「教職員評価システムに係る県苦情審査会についての問い合わせ」に至るまで、県教委に提出した書面について個人情報開示請求をした結果、その全てについて関係書類として收受書等が開示されていることから、文書1及び文書2についてだけ回答及び関係書類がないというはずがない。これらの文書は收受されていることから、回覧・供覧等を示すものが存在しているはずである、と主張している。

実施機関は、平成〇〇年〇月〇日付けで開示決定した文書については異議申立人から送付された文書自体に受付印が押印されていなかったため、收受したことが確認できるよう「收受書」を含めて開示したところであるが、文書1及び文書2の文書自体には受付印が押印されており、收受書がなくても收受が確認できたため、收受書を開示文書に含めなかった、と主張している。

しかし、文書自体に受付印が押されていない場合は收受書も請求対象に含め、受付印が押されていれば收受書は請求対象に含めないという実施機関の説明は、理解しがたい。

また、審査会において確認したところ、異議申立人が平成〇〇年〇月〇日付けで行った本件と類似の開示請求に対し、回答に至るまでの関係書類として收受書を特定し、開示決定をしていることが認められた。

異議申立人は、自分が提出した書類に対して実施機関の回答等がないことから、自分が提出した書類とそれに対する回答又は回答に至るまでの関係書類について本件開示請求を行っていることを考慮すると、回答に至るまでの関係書類とは、最終的に回答を行うに至ったかどうかは別として、文書が実施機関に到達した以後において実施機関が作成又は取得した書類を含む趣旨のものであると考えられる。

よって、文書1及び文書2に係る收受書を新たに開示請求に係る個人情報として特定すべきである。また、当該收受書は、実施機関から提出された不開示決定理由説明書に添付されており、見分した結果、不開示とする部分は認められないので、開示すべきと考える。

3 結論

以上のことから、文書1及び文書2に係る收受書を新たに開示請求に係る個人情報として特定した上で、改めて開示決定すべきであるが、他の点については、実施機関が不開示としたことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月12日	諮 問
平成25年 8月28日	事案審議 (平成25年度第5回審査会)
平成25年 9月25日	事案審議 (平成25年度第6回審査会)
平成25年10月30日	答申決定 (平成25年度第7回審査会)

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏名	職業	備考
吉田 祐治	弁護士	会長
城戸 照子	大分大学経済学部教授	
武田 寛	大分県信用保証協会会長	H25. 3. 31退任
池邊 英貴	大分県商工会議所連合会専務理事	H25. 4. 1就任
森 哲也	元大分合同新聞社特別顧問	
安部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	H25. 3. 31退任
芥川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	H25. 4. 1就任
三倉 剛	大分県医師会常任理事	H25. 3. 31退任
木本 明博	大分県医師会常任理事	H25. 4. 1就任 H25. 6. 30退任
貞永 明美	大分県医師会常任理事	H25. 7. 1就任
淵野 壽美子	元大分市立高田小学校長	H25. 3. 31退任
野田 伸子	元大分市立西の台小学校長	H25. 4. 1就任
佐伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿南 栄子	元大分市大南支所支所長補佐	